静岡県立大学学生部長の任期及び選考に関する規則

平成19年4月1日 規則第46号

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡県立大学学則第18条に規定する学生部長(以下「学生部長」という。)の任期及び選考に関し必要な事項を定めるものとする。

(任期)

- 第2条 学生部長の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 2 任期の途中で学生部長の交代があった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(選考の事由)

- 第3条 学生部長候補者の選考は、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。
 - (1) 学生部長の任期が満了するとき。
 - (2) 学生部長の辞任を理事長に申し出たとき。
 - (3) 学生部長が前2号以外の理由で欠員となったとき。

(選考の時期)

- 第4条 学生部長候補者の選考は、前条各号に規定する事由により、それぞれ次の期間内に行うものとする。
 - (1) 前条第1号による場合は、任期満了日前1月まで選考を完了する。
 - (2) 前条第2号又は第3号による場合は、その事由が生じた後速やかに行う。 (学生部長候補者の選考)
- 第5条 理事長は、静岡県立大学の専任教授又は事務職員のうちから、学長の意見を聴いて、学生部長候補者を選考する。

(任命の手続)

第6条 理事長は、前条の学生部長候補者を、学生部長として任命する。 (委任)

第7条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。